滋賀県小学生バレーボール連盟　登録規定細則

第１条（加盟団体登録届）

（１）滋賀県小学生バレーボール連盟（以下県小連という）に加盟しようとする団体は、加盟団体登

録届を３部作成し、所属するブロックのブロック長へ提出する。

（２）各ブロック長は、１部をブロックの控えとして保管し、２部を県小連の登録担当者へ提出する。

　（３）県小連登録担当者は、提出を受けた登録届に誤り等がないか等をチェックし１部を県小連の控

えとして保管し、１部を滋賀県バレーボール協会登録担当者へ提出する。

第２条（加盟団体の登録料）

　滋賀県小学生バレーボール連盟へ加盟登録しようとする団体の登録料は以下のとおりとする。

（１）滋賀県小学生バレーボール連盟　　　　　１チームあたり　　２，５００円

（２）滋賀県バレーボール協会　　　　　　　　１チームあたり　　　　５００円

第３条（ＪＶＡメンバーの登録料）

　　登録料については、JVA-MRSで定められた登録料に従う。

第４条（宣誓書の取り扱い）

（１）べンチ役員については、所定の書式に署名を行いチームが所属するブロック長へ提出すること。

（２）ブロック長はブロックに所属するチームから提出されたベンチスタッフの宣誓書を取りまとめ、

県小連理事長へ提出すること。

第５条（登録規定細則の改正）

　登録規定取り扱い細則の改正については、県小連常任理事会で協議し決定する。

附則１．２０２１年３月２７日　制定